

調布市個人情報保護審査会意見書

東京外かく環状道路事業における市の個人情報の取扱いについて

令和4年4月14日

調布市個人情報保護審査会

目 次

1	はじめに	2
2	当審査会の開催状況等	2
3	本事案の概要	3
(1)	外環事業に関する市の立場	3
(2)	本事案の発覚	4
4	個人情報の取扱いの検証及び意見	4
(1)	本事案の個人情報の取扱い	4
(2)	本事案の個人情報の取扱いに対する検証及び意見	5
(3)	外環事業に関する本事案以外の個人情報の取扱い	6
ア	調布市域における工事開始の時期（令和2年3月～7月頃）	6
イ	騒音や振動の発生の時期（令和2年8月～10月頃）	7
ウ	陥没事故発生・空洞確認の時期（令和2年10月18日以降）	7
エ	陥没事故原因究明後の時期（令和3年3月以降）	7
(4)	外環事業に関する本事案以外の個人情報の取扱いに対する検証及び意見	7
5	再発防止に向けた意見	9

1 はじめに

令和3年11月10日、調布市（以下「市」という。）は「個人情報の漏えいに関するお詫びと御報告」として個人情報の漏えいに関しホームページで公表した。その内容は、市都市整備部街づくり事業課において、市民から提出された東京外かく環状道路事業（以下「外環事業」という。）に関する市政情報公開請求書（以下「請求書」という。）に記載のあった個人情報（住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス）を外環事業の事業者である国（国土交通省）、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社へ漏えいした（以下「本事案」という。）というものであった。

本事案の発生に係る経緯等は後にふれるが、「日々の業務を行うなかで、個人情報保護への職員の意識が希薄であったことによるミス」が本事案を発生させた要因であったという。

いかなる理由・背景があったとしても、市が取扱う個人情報は調布市個人情報保護条例（平成27年調布市条例第54号。以下「条例」という。）に基づき、厳格に管理されるべきである。

市民は市を信頼してさまざまな行政サービスや手続等に関する申請や請求、相談をしているのであり、その意に反し、無断で個人情報が外部へ提供されているとは想像もしていないことである。「職員の意識が希薄であったことによるミス」とは、行政職員として著しく緊張感を欠くものと言わざるを得ない。

これでは、市民は自分の個人情報がどのように取り扱われているのか不安になるだろう。ひとたび個人情報が漏えいすれば、該当者の権利・利益を大きく侵害するおそれがある。そのような緊張感を市職員は常に保持する必要がある。

調布市個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）においては、次項（2 当審査会の開催状況等）により本事案の発生経緯や市のこれまでの対応状況などを聴取し、確認した。その内容を踏まえ、以下、市に対してしかるべき対応を行うよう意見を述べる。

2 当審査会の開催状況等

当審査会は条例第37条の規定により、市長の諮問機関として設置されており、これまで毎年4回程度の会議を定例的に開催し、市長からの諮問事項に対して答申を行ってきた。

条例により保護される個人情報は、プライバシーや人格権といった市民の基本的な人権に関わることであり、基本的な人権が侵害されることのないよう努めることが、市民に信頼される公正な市政運営の推進に寄与するものである。この条例の趣旨に則り、本審査会は市の事務事業における例外的な個人情報の取扱いの妥当性について客観的な判断をする機関として審査を行っているものである。

令和4年1月以降、本事案に関して当審査会を3回開催したほか、別途本事案に関する資料の確認を行う場を設けた。

- (1) 令和4年1月24日（令和3年度第4回調布市個人情報保護審査会開催（一部非公開））
- (2) 令和4年1月31日（令和3年度第5回調布市個人情報保護審査会開催（一部非公開））
- (3) 令和4年2月21日（令和3年度第6回調布市個人情報保護審査会開催（非公開））

※ 令和4年3月7日に上記3回の審査会で確認できなかった資料について委員2人により確認

※ 令和3年度第1回から第3回までは、定例の会議を開催したものであり、本事案については取扱っていない。

3 本事案の概要

(1) 外環事業に関する市の立場

当審査会における市からの説明では、外環事業に関する市民からの市政情報公開請求において、公開対象となった文書に外部機関が作成した文書が含まれていたことから、市は公開前にその内容を事前に外部機関に確認する必要があるとあり、本事案はその手続過程で発生したとのことであった。そこでまず、本事案の背景として、外環事業と市の関係について確認した。その概要は次のとおりである。

外環事業は、昭和41年7月に国の事業として都市計画決定（高架方式）されたが、地元の反対などにより、昭和45年以降、事業は凍結された。その後、平成13年4月、現計画を地下構造に変更する「計画のたたき台」が公表された。そして、平成19年4月に都市計画変更（地下方式）が決定され、関越自動車道から東名高速道路までの約16キロメートルについて、平成21年5月に事業化された。平成24年4月には東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社に対して有料事業許可がなされ、国土交通省と両社が共同して事業が進められている（これら三者を以下「事業者」という。）。なお、外環事業の工事箇所は、調布市を含む7自治体の地域にまたがる。当該地域は住宅等が密集する市街地であり、地上への影響を軽減する目的で大深度地下方式（地下40メートル以深に建設するトンネル構造）で事業が進められている。

外環事業の主体は先述の事業者であり、外環事業に関する対応を所管する市の部署は都市整備部街づくり事業課である。市の説明によると、市は地域住民の生活環境を保全する立場の地元自治体として、平成21年の事業化以前から、他の沿線市区とともに国や東京都に対して、地元自治体や地域住民の声を聞いたうえでの事業実施を求めている。それらの内容は要望書や意見書のかたちで、市ホームページで公表されている。

令和2年2月からは、調布市域にもシールドマシンが到達し大深度地下トンネル掘削工事が進められたが、工事箇所近くの野川での気泡の発生のほか、同年8月頃からは工事に伴う振動や騒音の苦情等が市にも寄せられるようになった。そのような中、同年10月18日、調布市東つじヶ丘2丁目の市道上で地表面の陥没事故が発生した。市道上での陥没であったことから、事故発生当初、市の責任における対応を検討するとともに、外環道本線トンネル（南行）工事現場付近であったことから、同年10月20日及び同年11月24日に市と市議会の連名で事業者に対し早急の原因究明や地域住民の安全確保等を求める緊急要請を提出している。

その後、事業者による地盤調査等が行われた結果、陥没箇所周辺の地下で複数の空洞が発見され、以後、事業者による有識者委員会の開催のほか、家屋補償に関する相談や住民説明会などが重ねて開催された。そして、令和3年3月には有識者委員会より「施工に課題があった」との報告書が公表されている。この頃、市では住民個人からの問い合わせ等のほか、住民団体と面談の場を設けるなどして地域住民からの意見や要望を受けていた。

このように、外環事業に係る長い経過において、特に、市内での工事進捗に伴い、市は地域住民や住民団体の声を事業者に伝え、不安の払しょくや早期の情報提供を事業者に求めることを基本として、外環事業に対応してきたとのことである。また、陥没事故発生後は、住民から寄せられた危険箇所等の情報や、家屋等の被害状況を可及的速やかに事業者へ伝えるとともに、住民団体からの要望などについても事業者へ伝えてきたとのことである。その際において、住民の生命

や財産を守るために緊急かつやむを得ないと判断された場合は、本人の同意を得るいとまもなく個人情報を含め住民から市に寄せられた情報を事業者へ伝えるケースもあったとのことである。

このほか、陥没事故発生後、事業者による事故原因究明の調査の際、特定家屋の地下の埋設物の有無などの状況を確認するため、事業者から市に対して建築計画概要書（以下「概要書」という。）の資料提供を求められ、市は当時の状況を踏まえた緊急対応として事業者に概要書の写しを情報提供したとのことである。

(2) 本事案の発覚

市の説明によると、令和3年11月8日に報道関係者から市に対し取材があり、その内容は、外環事業に関して情報公開請求を行った請求者本人に匿名の投書があり、令和3年10月1日付け請求書の写しと市から事業者宛に送ったと思われる電子メールの写しが同封されていたということで、市にそれらに関する事実確認を求めるものであった。他方、翌11月9日には、調布市長の自宅にも同様の匿名の投書が届いていたことを市は確認している。

これらについて市都市整備部で事実確認を行ったところ、街づくり事業課において令和3年6月10日付け請求から同年10月29日付け請求までの同様の請求書の写し9枚を電子メールで事業者へ送ったことが確認され、市は11月10日に市ホームページでの「個人情報の漏えいに関するお詫びと御報告」の公表と報道機関への情報提供を行っている。

他方、市総務部においては、本事案発覚後、令和2年4月から令和3年10月までの市に対する市政情報公開請求のうち、公開前に外部機関へ非公開情報の取扱いについて確認を行った事例について全庁調査を行っている。同調査によると、当該期間に市全体で181件の市政情報公開請求があり、公開前に外部機関に対して確認を行った事例は本事案以外で3件あったとのことである。いずれも、公開対象の文書等に外部機関等が作成したものが含まれ、個人情報のほか、事業者の事業活動情報などの有無やその取扱いについて、公開前に当該機関に対して電話や対面にて確認を行ったものであった。なお、本事案のように、請求書そのものを外部機関へ送った事例はなかったとのことである。

このほか、市長の自宅には、本事案に関する内容と概要書に関する内容の計2通の匿名の投書が届いていたことを市は確認している。

4 個人情報の取扱いの検証及び意見

当審査会においては、本事案発生の経緯を聴取するとともに、市が保有・作成した文書等の記録を確認し、本事案に関する個人情報の取扱いのほか、外環事業に関する住民や住民団体からの問い合わせ、相談及び要望について、個人情報を含めてどのように取り扱っていたのか確認を行った。

(1) 本事案の個人情報の取扱い

個人情報の記載箇所にマスキング処理を施すことなく請求書の写しを事業者へ電子メールで送信したことについて、その理由を市へ確認した。

最初に請求書を事業者に電子メールで送信したのは、令和3年7月頃であったとのこと、それは令和3年6月10日付けの市政情報公開請求に対して同年7月6日に情報公開した後、当該情報公開請求で求められていた期間（令和3年2月4日から同年6月10日まで）の情報と公開等決定時点（令和3年6月24日）における現地の状況が異なっていたことから、住民から問い

合わせや不安の声が寄せられた。このため、街づくり事業課は事業者との間で情報公開請求の対象文書等の内容や対象期間をより正確に確認し合う必要性を再認識し、その内容を確認する方法として請求書の写しを電子メールで送信したとのことであった。

また、その後も同様の市政情報公開請求がなされるたびに、事業者へ電子メールで請求書の写しを送信していたとのことである。その結果、合計9枚の請求書が、マスキング処理をされることなく事業者へ送付され、請求書に記載された請求者の住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスが事業者に伝わることとなった。なお、当該9枚の請求書はすべて同一の個人からの請求であった。

このほか、概要書については、陥没事故発生直後において事業者による事故の原因究明の際に、事業者から市に対して資料提供を求められ、市は当時の状況を踏まえた緊急対応として事業者に概要書の写しを提供したとのことであった。概要書には敷地面積や建物の構造、配置図、地下埋設物の有無などのほか、建築主の氏名や住所などの個人情報の記載もあるが、閲覧に供する期間が終了する前の概要書は、市建築指導課窓口において申請すれば、誰でも閲覧できるものとのことである。なお、当該概要書は昭和54年のものであり、閲覧期間は終了しているものであるが、災害時などに参考資料として使用することを想定し廃棄せずに保管していたとのことである。

(2) 本事案の個人情報の取扱いに対する検証及び意見

当審査会で市から聴取したところ、当該請求者からはこれまでも同様の市政情報公開請求が継続して提出されていたとのことである。その中で、公開請求の対象となった外環事業に関する文書等には、事業者が作成した文書等が含まれていたことから、公開すべき内容を事前に事業者を確認する必要性は当然生じるものと理解できる。しかし、請求書には氏名や住所などの個人情報が記載されており、マスキング処理を施すことなく送信したことは、個人情報保護に対する意識が極めて希薄であったと言わざるを得ない。

市は「日々の業務を行うなかで、個人情報保護への職員の意識が希薄であったことによるミスが本事案を発生させた要因」と認め公表したが、個人情報を保護することは、そもそも地方公務員たる市職員として最低限守るべき事項であり、基礎的知識として当然理解しておくべきことである。

当審査会では、これまで定例の審査会の中で、繰り返し個人情報の保護の重要性を訴え、市からの諮問事項に対して専門的見地からの審査はもとより、危機管理の観点や市民の視点からも審査し、意見を申し述べてきた。それにも関わらず、本事案が発生してしまったことは誠に遺憾である。

本事案について条例に照らすと、第8条第2項（実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。）の趣旨に抵触するものである。

また、個人情報を外部に提供することは条例第12条で厳格に制限されており、本事案においては、同条に規定の例外規定（(1) 本人の同意があるとき。(2) 法令等に定めがあるとき。(3) 出版、報道等により公にされているとき。(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。(5) 実施機関が事務の執行上必要と認めた場合で、調布市個人情報保護審査会の承認を得たとき。）に照らして、いずれにも該当せず、同条に反するもので

ある。

このほか、概要書の取扱いについては、閲覧に供する期間が終了する前の概要書は、市建築指導課窓口で申請すれば誰でも閲覧することができる資料ではあるが、広く積極的に公開しているものとまでは言えない。事業者から要請があったとはいえ、無条件で概要書に記載の個人情報を外部へ提供することは不適當である。少なくとも事業者からの要請に対して提供する必要のない個人情報についてはマスキング処理をするなどの配慮はあってしかるべきであった。また、概要書の提供についても、緊急かつやむを得ないとの判断であったのであれば、前述と同様、事後に本人に通知する、または、本人へ通知することが困難なのであれば、当審査会へ報告し、本人への通知を省略する手続をとる必要があったものであり、条例第12条に照らして不適當な取扱いである。

なお、罰則については条例第52条から第56条までに規定されており、条例第52条は、個人情報を含む情報の集合体において、電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したものを外部へ提供した場合であり、本事案はこれに該当しない。

条例第53条は、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合であり、本事案においてはその事実は確認できない。

条例第54条は、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合であり、本事案は該当しない。

条例第55条は、前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条に規定する罪を犯した者に対しても適用するという規定であり、また、条例第56条は、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者に関する規定であり、いずれも本事案及び概要書においては該当しないものと認められる。

(3) 外環事業に関する本事案以外の個人情報の取扱い

先に述べたとおり、外環事業に関して市には市民や団体から多くの意見や問い合わせ、要望が寄せられている。当審査会では、本事案を検証する中で、外環事業に関して市政情報公開請求の手続以外の個人情報について市はどのように取り扱っていたのか、さらに検証することとした。

市からは外環事業に関する令和2年度以降令和3年10月までの市民等からの問い合わせ、相談及び要望等として318件の事案が記録された59点の資料が提示され、時期別に個人情報をどのように取り扱ったのか検証した。

市の説明では、要望等の一部については事業者へ送付したか否かの記録がないとのことから、当審査会においては当該資料における要望等を事業者へ伝達していた可能性があるものと仮定して審査を行った。なお、外環事業に関する市民や団体からの問い合わせ等は、陥没事故の前と後の時期によって変遷していることから、当審査会では318件の事案が記録された59点の資料について、以下の陥没事故前（ア、イ）及び陥没事故後（ウ、エ）の時期に分類して確認を行った。

ア 調布市域における工事開始の時期（令和2年3月～7月頃。14点の資料に記録された個別事案14件）

この時期は、調布市域にシールドマシンが進入し、特に野川からの気泡発生に関して、事業者及び市に対する住民団体からの問い合わせ等が多い。これらの資料の中には主に氏名や電子

メールアドレスなどの個人情報が記録されているが、市の説明によると、この時期の問い合わせ等の大半は事業者宛にも同様に伝えられていることから、事業者への情報提供は行っていないとの説明であった。

イ 騒音や振動の発生の時期（令和2年8月～10月頃。8点の資料に記録された個別事案14件）

この時期は、個人からの振動や騒音の問い合わせが市にも多く寄せられており、また、団体からも同様の要望等が事業者及び市に出されている。この時期の資料にもアの調布市域における工事開始の時期（令和2年3月～7月頃）と同様に氏名や電子メールアドレスなどの個人情報が含まれているが、市の説明によると、アの時期と同様、事業者への情報提供は行っていないとのことであった。

ウ 陥没事故発生・空洞確認の時期（令和2年10月18日以降。16点の資料に記録された個別事案197件）

この時期は、令和2年10月18日に調布市東つつじヶ丘2丁目の市道上で地表面の陥没事故が発生し、以降、市内外から200件を超える問い合わせや要望が寄せられている。その中には、家屋や道路の損傷等に関する通報もあり、市においても危険と判断した場合、通報者の同意を得て被害状況等を事業者へ伝えていた。また、当該家屋の住人以外からの通報であった場合、本人の同意の有無にかかわらず速やかに事業者へ被害状況等を伝えている。その中には、当然、被害箇所を特定するために住所や氏名などの個人情報が含まれる場合もあったとのことである。

エ 陥没事故原因究明後の時期（令和3年3月以降。23点の資料に記録された個別事案93件）

令和3年3月19日、事業者が設置した有識者委員会において、陥没事故に関する報告書が取りまとめられ、事故の原因や再発防止策が公表されている。市においては、上記ウの時期と同様に住民からの家屋や道路の損傷等に関する通報に加え、住民団体からの問い合わせや要望が寄せられている。当該住民団体とは複数回の面談を重ね、そこで聴取した要望事項について事業者へ伝えている。面談の際には、市において面談内容を書面で記録しており、その面談中に当該住民団体からの要望事項について事業者へ伝える旨、市職員が発言していることが記録されている。なお、それらの面談記録について、事業者へ提供した記録はなく、また、市の説明でも提供したか不明であるとのことであった。

(4) 外環事業に関する本事案以外の個人情報の取扱いに対する検証及び意見

上記アからエまでの各時期のうち、陥没事故前のア及びイの時期の資料については、その大半の内容は、住民や住民団体から事業者と同様に伝えられているため、市から事業者へ情報提供は行っていないとの説明であった。また提示された資料において事業者へ情報提供を行った記録は確認できなかった。そのため、当審査会では、上記の陥没事故後のウ及びエの時期の個人情報の取扱いについて、事業者へ伝えた個別具体の事案を確認し、その検証を行った。

なお、上記ウ及びエの時期の事業者への情報提供の有無が不明な記録文書について、当審査会においては、当該文書を事業者へ提供していた可能性があるものと仮定し、その個人情報の取扱いの妥当性を検証した。

まず、事故発生直後のウの時期において、家屋の住民から寄せられた被害状況等に付随する個

個人情報の取扱いについては、事業者へ伝える旨、本人に同意を得ていることが資料の記載内容から確認できる。他方、当該家屋の住人以外からの通報であった場合、住所等個人情報により場所を特定して被害状況等を事業者へ伝えているが、その取扱いとして、条例第12条の個人情報の外部提供の手続が必要となる。市の説明によると、当該ケースは住民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められ（条例第12条第2項において準用する（以下「準用規定」という。）第11条第2項第4号）、速やかに事業者へ被害状況等を伝える必要があったとのことであり、その必要性については十分理解できるところである。一方で、個人情報を外部提供した場合は、事後に本人に通知する必要がある（準用規定第11条第3項）。ただし、当審査会がその必要はないと認めたときは、この限りでない（準用規定第11条第3項ただし書き）ものであるが、当該ケースについてこれらの手続はなされていない。

住宅が密集する地域の市道上での地表面の陥没という極めて危険な状況に際し、住民の生命、身体又は財産の保護を目的に、最大限の対応を行うことは地元自治体としての責務であり、また市民から期待されるものである。他方、災害などの緊急時においても個人情報の取扱いには十分留意する必要がある、事後に本人に通知する、または、当審査会へ報告し、本人への通知を省略する手続をとる必要があった。当審査会は、定期的開催されており、陥没事故発生直後でなくとも、これらの個人情報の取扱いについて報告し、確認しておくことはできたと考えられ、これらの手続を行わなかったことは条例第12条に照らして不適正な対応であったと指摘せざるを得ない。

また、陥没事故の原因究明後のエの時期における、家屋等の被害状況等に関する個人情報の取扱いに関しても、同様に、事後に本人に通知する、または、当審査会へ報告し、本人への通知を省略する手続をとる必要があった。

このほか、ウの時期の令和3年2月には、住民団体から市に対し陥没・空洞発生地域の固定資産税の減免を求める要望があり、その要望の内容を市は事業者へ情報提供している。これは、陥没事故に伴う不動産価値への影響等を訴え、市に対し固定資産税の減免を要望する内容であった。市の説明では、当時、家屋等の被害に対して事業者による補償の相談が進められており、それらの補償を後押しするための参考資料として事業者へ当該要望を情報提供したとのことである。なお、当該団体からは事業者にも外環事業に関する要望が複数寄せられており、市と事業者の間でも当該団体の存在は周知の状況であったとのことである。しかし、そうした状況にあっても当該要望書には個人情報の記載があったことから、これにマスキング処理を施すことなく提供していたことは不適切である。たとえ、団体の構成員を既に事業者が把握していたとしても、市は原則として本人の同意がない限り、外部である事業者へ提供できるものではないと認識すべきである。また、固定資産税の減免に関しては、市の判断で対応すべきものであり、この場合においては個人情報を外部に提供する必要はなかったと言わざるを得ない。これら具体の事例を踏まえ、市は個人情報の取扱いについて、改めて職員への周知徹底が必要である。

次に、ウ及びエの時期に、住民団体との面談記録があった。面談記録には、発言内容がそのまま記録され、出席者の氏名や住所などの記載があるが、面談中の「要望事項を事業者へ伝える」という趣旨の発言をもって、個人情報を含めた要望事項を事業者へ伝えることについて出席者個々の本人同意を得ていたと推定できるとは言い難い。面談記録上の発言をもって本人同意を得

ていたと推定できたとしても、出席者一人一人においては、個人情報を含めた要望として事業者へ伝えるのか、あるいは個人情報まで事業者へ伝える必要はないのか考えはそれぞれであろう。よって、これらの場合においても、個人情報を外部へ提供する必要があるのであれば、事前に個々の本人同意を得ておくことが前提であり、同意を得ていないのであれば、マスキング処理を施すなど、厳格な対応が求められるものである。

5 再発防止に向けた意見

当審査会では、本事案のほか、外環事業に関して市が保有・管理する個人情報の取扱いについて検証を行った。市の説明から垣間見えるのは、個人情報の取扱いとして外部へ情報提供する際の緊張感の欠如という点である。市の説明によると、情報公開請求の対象文書等の内容や対象期間をより正確に確認し合う必要性を再認識したことから、計9枚の請求書を事業者へ電子メールで送信したとのことであるが、請求書には個人情報の記載があり、それを何の疑問もなく、マスキング処理を施すことなく送付している実態には、個人情報を保護するという意識の欠如とともに、組織としてのチェック体制の不十分さが認められる。外環事業に関する市の立場や、陥没事故発生という緊急時の対応において市民の生命・財産を守るため地域住民への対応や事業者との交渉に日夜従事してきた市職員の苦勞は理解できるものである。しかし、そのような状況下においても、市職員は法令を遵守することはもとより、市民からの信頼を得られるよう行動することが求められる。突発的な災害や緊急対応に直面したとき、市民の生命や財産を守るために市として最大限取り組む中で、守るべき個人情報をどのように取扱うべきか、日頃から十分に認識しておく必要がある。

そのため、個人情報保護制度を所管する総務部総務課においては、本事案を踏まえ、平時の個人情報の取扱いはもとより、災害時などに突発的な対応を行う際にも、市の組織全体で個人情報の適正な取扱いが行われるよう具体的な手引等を整備し、職員への周知徹底や研修の実施など再発防止に向けた取組が求められる。

また、公文書の取扱いについて当審査会で所掌するものではないが、本事案の検証を通じて市の公文書の取扱いについて各課で統一性を欠く運用となっていることが確認できたことを踏まえ、市の公文書の管理方法について必要な見直し、改善に取り組み、今後より一層の適切な運用がなされることが望まれる。

今後、本事案のような不適切な個人情報の取扱いが二度と起きないように、再発防止に向けた取組が継続的に実行されることを求めるとともに、その取組状況について当審査会に随時報告を求めるものである。当審査会としても引き続き、課題への意見を申し述べていく所存であり、個人情報保護に関し、今後の市の自発的、自律的な取組に期待するものである。